

鹿屋市建設工事請負工事契約約款の一部を改正する告示

鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第5条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第8条の次に次の1条を加える。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第10条第3項中「前項の」を「、前項の」に、「、それぞれの」を「それぞれの」に改める。

第11条第1項中「（昭和24年法律第100号）」を削り、同条第3項中「前項」を「、前項」に改める。

第14条第3項中「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改める。

第18条第3項中「発注者と」を「、発注者と」に改め、同条第4項中「、又は」を「若しくは」に、「又は人為的」を「若しくは人為的」に、「設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。」を「以下「天災等」という。」に、「、発注者と」を「発注者と」に改め、「（以下「天災その他の不可抗力」という。）」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第21条第1項中「求める」を「請求する」に改め、第5項中「本条」を「この条」に改める。

第23条中「引渡前」を「引渡し前」に改める。

第25条の見出し中「天災その他の」を削り、同条第1項を次のように改める。

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

第25条第2項中「前項の損害」を「同項の損害」に、「火災保険その他の」を「第51条第1項の規定により付された」に、「されるもの」を「された部分」に、「本条において同じ」を「この条において「損害」という」に改め、同条第3項中「請負代金額の変更又は損害額」を「損害による費用」に改め、同条第4項中「請負代金額の変更又は損害額」を「損害による費用」に、「工事の出来形部分又は通

常妥当と認められる工事仮設物、現場の搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「又は立会い」を「、立会い」に、「しうる」を「することができる」に、「係る額」を「係る損害の額」に、「以下本条において「損害額」」を「」及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」）に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

第25条第5項中「損害額」を「損害の額」に改め、同項第1号中「工事の出来形部分」を「工事目的物」に、「受けた出来形部分」を「受けた工事目的物」に、「差引いた」を「差し引いた」に改め、同項第2号中「に相応」を「で通常妥当と認められるものに相応」に、「差引いた」を「差し引いた」に改め、同項第3号中「工事仮設物」を「仮設物」に、「について当該」を「で通常妥当と認められるものについて、当該」に、「出来形部分」を「工事目的物」に、「差引いた」を「差し引いた」に改め、同条第6項中「天災その他の」を削り、「損害額が」を「損害合計額が」に、「請負代金額の変更又は損害額」を「損害合計額」に改め、「累計と」の次に「、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と」を加え、「差引いた額」を「差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」に改め、同条第7項を削る。

第26条中「第25条」を「前条」に改める。

第30条の見出しを「（前金払及び中間前金払）」に改め、同条第1項中「とし、」を「とする」に、「して、発注者に対して」を「し、その保証証書を発注者に寄託して」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第30条第4項中「第1項」を「前項」に、「関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする」を「関する」に、「、請負代金額」を「請負代金額」に、「の前払金」を「の中間前払金」に、「前項」を「第2項及び前項」に改め、同条第6

項中「、第4項」を「、第3項」に改め、同条第7項ただし書を削り、同条第8項を次のように改める。

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から起算して14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第30条第9項中「受注者は、」を「発注者は、受注者が」に、「乗じた」を「乗じて得た」に、「しなければならない」を「請求することができる」に改める。

第31条第1項中「前条第4項」を「前条第6項」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第34条中「〔指定部分〕」を「指定部分」に改める。

第39条第1項中「受注者は」を「発注者は、受注者の」に改め、「、発注者は」を削り、同条第2項中「計算した」を「得た」に、同条第3項中「乗じた」を「乗じて得た」に改める。

第40条第2項第1号中「前払金」の次に「若しくは中間前払金」を加える。

第48条第1項を次のように改める。

発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

第48条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「第2項から第4項まで」を「第4項前段及び第5項前段」に、「とる」を「講ず」に、「の規定による発注者の解除権の行使であるとき、又は第45条若しくは第46条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、発注者と受注者とが協議して定める」を「、第45条又は第46条

の規定による時は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「がないのに一定の期間内に」を「なく、相当の期間内に当該」に、「を原状に復さない」を「の修復若しくは取片付けを行わない」に、「代って」を「代わって」に、「その他工事用地等を原状に復する」を「工事用地等を修復若しくは取片付けを行う」に、「処分等」を「処分又は修復若しくは取片付け」に、「できないとともに」を「できず、また」に、「これ」を「処分又は修復若しくは取片付け」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「工事用地等に、その所有に属する工事材料」を「受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、」に、「に属する」を「又は管理する」に改め、「及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないもの」を削り、「これを搬出」を「当該物件を撤去」に、「工事用地等を原状に復して」を「、工事用地等を修復し、取り片付けて」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第15条の規定による」を「受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、」に、「工事の出来形として」を「第1項の出来形部分の」に改め、「これを」を削り、「損傷」を「毀損」に、「工事の出来形検査」を「出来形部分の検査」に、「復し」を「復して返還し」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第15条の規定による」を「受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、」に、「これ」を「、当該貸与品」に、「損傷」を「毀損」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「復し」を「復して返還し」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第30条（第55条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第33条及び第56条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支

払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

第49条第5項中「計算した」を「得た」に改め、同条第6項中「もって第2項」を「もって同項」に改める。

第50条第2項中「支払い」を「支払」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改める。

第55条の見出し中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加え、同条第1項中「前金払」の次に「及び中間前金払」を加え、「及び第4項」を削り、「本条」を「この条」に改め、「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、同条第2項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、同条第3項中「の前払金」の次に「及び中間前払金」を、「前払金相当分」の次に「及び中間前払金相当分」を、「含めて前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、同条第4項及び第5項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加える。

第59条を第60条とし、第58条を第59条とし、第57条を第58条とし、第56条第2項中「、前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、同条を第57条とし、第55条の次に次の1条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 この契約書において書面及び工事打合せ簿により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。